

令和6年度「観光・特産品」の首都圏プロモーション業務委託企画提案コンペ仕様書

1 業務名 令和6年度「観光・特産品」首都圏プロモーション業務

2 目的

2025年の大阪・関西万博に向け、ノウハウを有する事業者と連携し、首都圏在住の本物の文化・体験を好む層をメインターゲットとしたプロモーションを展開することにより、上質かつ本物志向の「HYOGOブランド」の確立と本県への誘客を促進する。

3 契約期間 契約日～令和7年3月31日(月)

4 予算 10,950千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

5 業務内容

(1) 工芸品等の販売・観光PR

首都圏の知的富裕層に効果的にリーチできる店舗において、兵庫の多彩な風土、歴史、文化等を体現する工芸品等の販売及び「兵庫テロワール旅」と連動した観光PRを実施する。

「兵庫テロワール旅」

・旅の本物志向化やSDGs等の世界潮流も踏まえ、兵庫各地の「食」や「体験」を、これらを育んだ歴史や風土等を知った上で体験する旅スタイル

ア 期間 1回目(令和6年7～9月)、2回目(令和6年10月～令和7年1月)
【1回目(令和6年7～9月)の実施は必須。

2回目は、販売及びPR効果が最も見込める時期及び期間を提案】

イ 場所 首都圏在住の本物の文化・体験を好む層が多く来店する、地域の工芸品等を取扱う店舗

ウ 品目 兵庫県の工芸品等延べ40品目以上(20品目以上×2回)

エ 参加費 1品目あたり5万円

オ 内容

- (ア) 参加事業者及び県との調整を踏まえた商品選定
- (イ) 商品ラインナップを踏まえた適切な販売目標額の設定
- (ウ) 販売開始に向けた参加事業者との連絡調整
- (エ) 本県工芸品等の販売・観光PRコーナーの設置及び運営
 - ・販売コーナーには適切な数の販売員を配置し、来店客に商品の歴史・背景について説明を実施
 - ・PR資材(POP、チラシ、イベントページ等)を作成し、販売コーナーに装飾
 - ・観光PRコーナーを設置し、県や事業者が提供するPR資材(動画・パンフレット等)を積極的に発信
- (オ) 生産者と消費者(旅行者)とのつながりを深める機会の創出
 - ・事業目的である本県誘客を促進するため、生産者と消費者(旅行者)とのつながりを深めることが出来る機会を創出する。
(例) ワークショップ・実演イベントの開催
- (カ) 集客効果を高めるためのSNS等による積極的な情報発信
- (キ) 購入者・購入検討者アンケートの実施
 - ・本プロモーションの「HYOGOブランド」確立や本県への誘客促進に対する寄与度、販売品に対する評価等を把握するため、購入者・購入検討者アン

ケートを実施

【アンケート収集目標数等について、事業者決定後に県と協議】

- (ク) 参加事業者向けフィードバックの実施
 - ・参加事業者が、今後の商品・販売戦略の参考になるよう、販売商品に対する消費者評価や販売員、バイヤー等からのコメントを記載したレポートを作成し、参加事業者へのフィードバックを実施
- (ケ) 事業進捗状況の報告及びウェブサイト等のマーケティングデータの提供
 - ・県の求めに応じ、販売状況やアンケート状況、ウェブサイト訪問者数等のデータを提供
- (コ) 参加費の徴収
 - ・参加事業者から1品目あたり5万円を徴収し、本県へ納金。
 - ・実際の徴収金額が200万円（5万円×20品目×2回）に満たない場合は200万円を、200万円以上の場合には当該金額を、委託事業者の責任において納金すること。

(2) 食品の販売・観光PR

首都圏の集客力のある店舗において、兵庫の多彩な風土、歴史、文化を体現する食品の販売及び「兵庫テロワール旅」と連動した観光PRを実施する。

ア 期間 令和6年7月～令和7年1月中に2週間×4回以上

※ 季節感や県内地域バランスを考慮した商品ラインナップとする

イ 場所 首都圏の集客力のある店舗

ウ 品目 兵庫県の食品等延べ100品目以上（25品目程度×4回以上）

エ 参加費 無料

オ 内容

- (ア) 参加事業者及び県との調整を踏まえた商品選定
- (イ) 商品ラインナップを踏まえた適切な販売目標額の設定
- (ウ) 販売開始に向けた参加事業者との連絡調整
- (エ) 本県食品の販売・観光PRコーナーの設置及び運営
 - ・販売コーナーには適切な数の販売員を配置し、来店客に商品の歴史・背景について説明を実施
 - ・PR資材（POP、チラシ、イベントページ等）を作成し、販売コーナーに装飾
 - ・観光PRコーナーを設置し、県や事業者が提供するPR資材（動画・パンフレット等）を積極的に発信
- (オ) 集客効果を高めるためのSNS等による積極的な情報発信
- (カ) 事業進捗状況の報告及びウェブサイト等のマーケティングデータの提供
 - ・県の求めに応じ、販売状況やアンケート状況、ウェブサイト訪問者数等のデータを提供

(3) 工芸品等の販路開拓・拡大【提案事項】

本県の魅力ある工芸品等を首都圏で継続的に販売することで、本プロモーション終了後も「HYOGOブランド」の確立等に繋げるため、都内において、首都圏の百貨店・ホテル・レストラン・卸等との商談機会を設ける等の販路開拓・拡大を図る取組みを提案すること。

ア 期間 令和6年7月～令和7年1月中に1回以上

イ 場所 東京都内

6 設定するKPI

本プロモーションの目的達成に向け、以下のKPIを設定する。

企画提案及び事業実施においてはKPI達成につながるよう留意すること。

指標名	数値目標	考え方
購入者等へのアンケートで「兵庫のイメージが向上した」と回答した人の割合	30%	プロモーション実施店舗において、購入者等へアンケートを実施し、「兵庫のイメージが向上した」と回答した人の割合で事業目標達成度合いを評価
委託事業者・参加事業者ウェブサイトアクセス数の増加率	5%	各ウェブサイトのアクセス数の増加率を、プロモーションによる流入増と捉え、事業目標達成度合いを評価
委託事業者が設定した販売目標額の達成度	100%	委託事業者が「HYOGO ブランド」確立に必要な販売目標額を設定し、その達成状況で事業目標達成度合いを評価

※また、具体的な数値目標は設定していないが、プロモーションを通じて、生産者と消費者（旅行者）とのつながりを深める機会を創出し、本県観光誘客を促進する企画提案及び事業内容とすること。

7 業務計画書の提出

契約締結後、提案業務の実施方法について県と協議を行い、その内容を踏まえた業務計画書を提出する。業務計画書には、業務の具体的な実施方法やスケジュールを必ず記載すること。

8 対象経費

本事業に係る委託対象経費は、人件費、広告宣伝費、その他事業費とするが、備品の購入については、特段の事情がない限り認められない。

- (1) 人件費：事業の企画・運営等に従事する者に対する人件費（賃金、社会保険料、労働保険料）
- (2) 宣伝広告費：事業実施にかかる広告費等の経費（ポスター・チラシ作成費等含む）
- (3) その他事業費：会場設営費、旅費、通信費、印刷費、消耗品費、機材レンタル費、その他事業を実施するために必要と認められる経費

9 実績報告書・成果物の提出

本業務に関わる実績報告書（実施内容、成果、写真等一式）を契約期間満了日までに納品すること。

10 著作権等について

- (1) 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。
- (2) 本業務により製作される成果物の所有権、著作権については県に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用、または加工及び二次利用できるものとし、受注者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。なお、製作段階におけるこれらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

11 留意事項

- (1) 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- (2) トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- (3) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行す

ること。

- (4) 事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としたもの、また、公序良俗に反するような提案や法律等に抵触するようなもの、危険が生じるようなものは受け付けない。
- (6) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）を遵守すること。
- (7) 県と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、県、受託者協議のうえ定める。仕様書に関する疑義についても同様とする。
- (9) 新型コロナウイルス感染症等のやむを得ない影響により、イベントが中止または延期になり、通常必要とされる努力を持ってしても年度内に実施不可となった場合は、業務の履行部分についてその相当する金額を受託者に支払うものとし、支払い額は県との協議により定めるものとする。
- (10) 本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。
- (11) 県が認めた場合に限り、別途誓約書等を提出のうえ、業務の一部を再委託することができる。